

## 新ごみ処理施設の整備について

### 1 体制

---

- 西脇市と多可町は、1市1町の枠組みで、新ごみ処理施設の整備を進める。
- 整備に係る事務については、西脇多可行政事務組合において行う。

### 2 1市1町で新ごみ処理施設整備を進めることとした理由

---

- (1) 「燃やすから活かす」まちづくりを目指す
  - ・ 「ごみは資源」の基本理念のもと、資源化率の向上を図る。
  - ・ 1市1町の枠組みであれば、分別ルールが一緒であるため、資源化の向上を目指しやすい。
- (2) 1市1町の場合は住民サービスの維持ができる  
焼却施設の位置が、西脇市・多可町から遠くなる場合、
  - ・ 直接搬入者に、搬送距離や時間の増加といった負担が増える。
  - ・ 搬送距離の増加による許可業者の収集料金のアップが想定され、収集を委託している事業者等の費用負担が増える。
- (3) コスト面で4市1町に比べて有利である  
焼却施設の位置が、西脇市・多可町から遠くなる場合、
  - ・ 搬送距離が増え、燃料や人件費等の搬送コストが増えることが考えられる。
  - ・ 中継施設が必要な場合、整備費用、運営・維持管理費用が発生する。
- (4) 広域協議の中では協議が進まなかった
  - ・ 施設位置、費用負担及び運営方法などの協議に更に時間を要することが考えられた。
- (5) 災害時のバックアップ体制が図れる
  - ・ 災害時に焼却処理ができない場合など、相互に協力し合える。

### 3 スケジュール（予定）

---

#### <市町>

- 平成28年度～平成29年度
  - ・一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画策定

#### <市町、事務組合>

- 平成28年度～平成30年度
  - ・用地候補地検討～候補地決定～交渉～取得

#### <事務組合>

- 平成29年度
  - ・循環型社会形成推進地域計画（地域計画）策定
- 平成30年度
  - ・ごみ処理施設整備基本計画
- 平成31年度～
  - ・環境影響評価手続き
  - ・都市計画決定手続き ほか
  - ・土木・施設の設計～工事～試運転
- 平成36年4月 新施設稼働